



種苗法の改正に伴う愛媛県の対応方針をお知らせします

種苗法の目的

新しい品種を育成するためには、専門的な知識、技術と多くの費用や労力が必要です。しかし、育成した品種の種苗は簡単に増殖することができるため、国は、種苗法に基づいて、品種を育成した人（育成者）の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

種苗法に違反すると

登録品種の種苗を育成者から許可を得ずに生産、販売した場合には、育成者から差し止め請求、損害賠償請求等を求められることがあります。また、故意による権利侵害の場合は、刑事罰（10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金）を科せられることがあります。

種苗法の主な改正点

1. 愛媛県の登録品種は愛媛県が、輸出先国や国内の栽培地域を指定することが可能になりました。（令和3年4月1日～）
 - 愛媛県の登録品種は**全て海外への種苗の持ち出しを禁止**しています。
2. 登録品種の種苗の表示が義務化されました。（令和3年4月1日～）
 - 表示の記載例など詳細については、農林水産省作成のパンフレットをご覧くださいのうえ、**適正な表示を行ってください**。
3. 愛媛県の登録品種の**自家増殖は愛媛県の許諾が必要**となります。（令和4年4月1日～）
 - 愛媛県が育成した登録品種については、裏面の表（愛媛県が育成した登録品種の自家増殖）を参照してください。
 - 県内生産者に関しては裏面【自家増殖における遵守事項】を遵守することを条件に、**今まで通り許諾料及び許諾手続（一部品種を除く）を不要とし、自家増殖をした時点で遵守事項に同意されたものとみなします**。
なお、**愛媛県外ほ場での自家増殖については、一部品種を除いて許諾いたしません**。



登録品種の種苗
は適正に利用し
ましょう。

問い合わせ先

〒790-8570

松山市一番町4丁目4-2

愛媛県農林水産部農業振興局

農産園芸課研究企画係



【自家増殖の遵守事項】

- ①愛媛県育成登録品種（以下登録品種）の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ②登録品種の種苗を県外に持ち出さないこと。
（あまおとめ、愛のそら、媛かぐや以外の品種）
- ③収穫物や植物体の一部を種苗として用いる際は、登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には遅滞なく本県に報告すること。
- ④許諾に基づき準備した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく破棄又は食用とすること。なお、果樹の場合、せん定枝は焼却等を行い確実に廃棄処分すること。
- ⑤許諾に関する書類やほ場について、必要に応じて県が調査することを認め協力すること。
- ⑥第三者から登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を本県に報告すること。
- ⑦その他、許諾に関する事項について本県の指示に従うこと。

愛媛県が育成した登録品種の自家増殖

品種名 (商標名)	自家増殖の可否		許諾方法
	県内	県外	
愛媛果試第 28 号 (紅まどんな)	○	×	周知
ひめのか	○	×	周知
甘平	○	×	周知
媛小春	○	×	周知
愛媛果試第 48 号 (紅プリンセス)	○	×	書面による同意
愛媛農試V 2 号 (伊予美人)	○	×	周知
やまじ王	○	×	周知
媛かぐや	○	○	周知 ※
あまおとめ	○	○	周知 ※
紅い雫	○	×	周知
愛のそら	○	○	周知 ※
さくらひめ	×	×	—
しずく媛	○	×	周知
媛育 71 号	○	×	周知
ひめの凜	×	×	—
媛育 83 号	未決定		—

※県外生産者は書面による同意が必要
周知はカタログや広報・HPへの掲載等による